

令和 7 年度版

唐津保健福祉事務所 実習のしおり



令和5年8月に唐津市内の養豚場で発生した豚熱（家畜伝染病）の防疫作業に向かう県職員

令和 7 年 4 月

佐賀県唐津保健福祉事務所

目 次

1	ようこそ! 保健福祉事務所へ	1
	(1) 保健所	
	(2) 福祉事務所	
2	保健福祉事務所の概況	4
	(1) 佐賀県の健康福祉部・県民環境部関係機関及び管轄市町	
	(2) 保健福祉事務所の圏域	
	(3) 保健福祉事務所の組織・機構	
3	企画経営課の業務内容	7
4	福祉支援課の業務内容	8
	(1) 生活保護	
	(2) 母子・父子・寡婦福祉	
	(3) 母子保健	
5	健康推進課の業務内容	12
	(1) 精神保健福祉	
	(2) 難病	
	(3) 原子爆弾被爆者援護	
	(4) 健康づくり	
	(5) 感染症	
6	衛生対策課の業務内容（食品衛生、環境衛生）	20
7	環境保全課の業務内容	21
8	看護（実習）学生の臨地実習における情報の取り扱いについて	22
◆	取り組み強化期間	23
◆	唐津保健福祉事務所 業務案内	24
◆	保健福祉事務所及び県の保健福祉機関	28
◆	佐賀県普及啓発キャラクター	29

1 ようこそ！ 保健福祉事務所へ

佐賀県は、平成 18 年（2006 年）4 月に保健、医療、福祉、環境に関するサービスを一体的に提供することを目的に、保健所と県の福祉事務所を統合し、保健福祉事務所を設置しました。

唐津保健福祉事務所では、管轄する 1 市 1 町（唐津市、玄海町）を対象に業務を行っています。

（１）保健所

地域における公衆衛生の向上及び増進を図るために設置されたものであり、疾病の予防・健康増進・環境衛生等公衆衛生活動の中心的機関として、地域住民の生活と健康にきわめて重要な役割をもっています。

（設置）

保健所は、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）に基づき都道府県・保健所政令市・特別区（東京 23 区）が設置することになっています。佐賀県保健福祉事務所設置条例第 2 条第 1 項には「地域保健法第 5 条第 1 項の規定に基づき、保健福祉事務所に保健所を置く。」と規定され、「医療法」の二次医療圏に各 1 か所、県全体では 5 つの保健所が設置されています。

（職員）

医師・獣医師・保健師・薬剤師・管理栄養士・臨床検査技師・行政職等

（業務）

①～⑭に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行います。

- ① 地域保健に関する思想の普及及び向上
- ② 人口動態統計その他地域保健に係る統計
- ③ 栄養の改善及び食品衛生
- ④ 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境衛生
- ⑤ 医事及び薬事
- ⑥ 保健師
- ⑦ 公共医療事業の向上及び増進
- ⑧ 母性及び乳幼児並びに老人の保健
- ⑨ 歯科保健
- ⑩ 精神保健
- ⑪ 難病対策
- ⑫ 感染症その他の疾病の予防
- ⑬ 衛生上の試験及び検査
- ⑭ その他地域住民の健康の保持及び増進

～地域保健法第 6 条抜粋～

地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要に応じて～（地域保健法第 7 条、第 8 条抜粋）

- ・地域保健に関する情報を収集、整理、活用する
- ・地域保健に関する調査と研究を行う
- ・歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行う
- ・試験・検査を行い、また、医師等に試験・検査に関する施設を利用させる
- ・市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、市町村の求めに応じ技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行います。



ウィンスロウ（C.E.A.Winslow）による公衆衛生の定義（1920年）

公衆衛生とは、生活環境衛生の整備、感染症の予防、個人衛生に関する衛生教育、疾病の早期診断と治療のための医療と看護サービスの組織化、および地域のすべての人々に健康保持に必要な生活水準を保障することを目的とした地域社会の組織的努力を通じて、疾病を予防し、寿命を延ばし、身体的、精神的健康と能率の増進を図る科学であり技術である。（全国保健所長会ホームページから）

(2) 福祉事務所

福祉事務所は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更正の措置に関する事務をつかさどる第一線の社会福祉行政機関です。

(設置)

都道府県及び市（特別区を含む）は設置の義務があり、町村は任意で設置することができます。

佐賀県保健福祉事務所設置条例第 3 条第 1 項には「保健福祉事務所は、社会福祉法第 14 条第 1 項の福祉に関する事務所としての事務を行うものとする。」と、また同条例同条第 2 項には「社会福祉法第 14 条第 5 項に規定する事務に係る保健福祉事務所の所管区域は、（中略）それぞれの保健福祉事務所の所管区域から市の区域を除いた区域とする。」と規定されています。

(職員)

行政職・保健師 等

(業務)

平成 5 年（1993 年）4 月に、老人及び身体障害者福祉分野で、平成 15 年（2003 年）4 月に、知的障害者福祉分野で、それぞれ施設入所措置事務等が市町村に移譲されたことから、都道府県福祉事務所では、福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）を所管しています。

日本国憲法第 25 条

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

憲法第 25 条を受けて各種法規が定められ、それによって様々な公的保健福祉サービスが、国、都道府県、市町村の各レベルで実施されています。

※保健所の歴史 ～日本における公衆衛生行政のはじまり～

昭和12年 (1937)	旧保健所法：地域住民に対する保健指導を行う機関として「保健所」が設置
21年 (1946)	WHO憲章前文：「健康」を「完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病または病弱の存在しないことではない」
22年 (1947)	保健所法：結核・性感染症その他伝染病の対策及び生活環境の悪化対策を行う公衆衛生活動の中心的機関であり、地域における保健サービスの指導機関
53年 (1978)	プライマリ・ヘルス・ケア（PHC）に関するアルマ・アタ宣言 「すべての人に健康を」というスローガンとともに、健康が基本的人権であることを明言。健康とは身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であり、単に疾病のない状態や病弱でないことではない。（第一条より抜粋）
61年 (1986)	ヘルスプロモーションに関するオタワ宣言 「ヘルスプロモーションとは人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである。また、健康は、生きる目的ではなく生活の資源である」 【ヘルスプロモーションの5つの活動】 ① 健康的な公共政策づくり ② 健康を支援する環境づくり ③ 地域活動の強化 ④ 個人的なスキルの評価 ⑤ ヘルスサービスの方向転換 【3つのプロセス】 ① 唱道（advocacy） ：健康づくりの必要性を提唱すること ② 能力の付与（enabling） ：人々の主体性が発揮されるよう個人能力を高める（知識や技術の習得と支援） ③ 調停（mediation） ：保健医療の分野だけでなく社会の他分野が協力できるような活動や関心利害関係等調整すること

平成6年 (1994)	地域保健法制定：人口の少子・高齢化、慢性疾患など疾病構造の変化等に対応し、地域保健対策を総合的に推進、強化するため保健所法を改正。 「基本方針」 ① 地域保健対策の基本的な方向 ② 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本事項 ③ 地域保健対策に係る人材の確保および資質の向上 ④ 地域保健に関する調査及び研究 ⑤ 社会福祉等の関連施策との連携 ⑥ その他地域保健対策の推進に関する重要事項
平成9年 (1997)	地域保健法全面施行：母子保健事業、一般栄養指導業務が市町村へ移行。地域保健の広域的・専門的・技術的サービスの拠点として保健所を再編、機能強化した。
平成12年 (2000)	「基本指針」一部改正：改正の主な事項は次のとおりである。 ・地域における健康危機管理体制の確保（保健所がその拠点としての役割） ・ノーマライゼーションの推進 ・21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進（介護保険制度施行）
平成15年 (2003)	「基本指針」一部改正：平成12年の改正後、精神障害者対策、児童虐待防止対策、生活衛生対策等について、新たな事項に係る対策が講じられるようになったことからこれらの状況に対応して、一部改正された。 ① 国民の健康づくりの推進 ② 次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進 ③ 高齢者対策及び介護保険制度の円滑な実施のための取り組み ④ 精神障害者施策の総合的な取り組み ⑤ 児童虐待防止対策の総合的な取り組み ⑥ 生活衛生対策 ⑦ 食品衛生対策 ⑧ 地域保健と産業保健の連携（健康増進法施行）
平成24年 (2012)	「基本指針」一部改正：改正の主な内容は次のとおりである。 ① ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進 ② 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進 ③ 医療、介護及び福祉などの関連施策との連携強化 ④ 地域における健康危機管理体制の確保 ⑤ 学校保健との連携 ⑥ 科学的根拠に基づいた地域保健の推進 ⑦ 保健所の運営及び人材確保に関する事項 ⑧ 地方衛生研究所の機能強化 ⑨ 快適で安心できる生活環境の確保 ⑩ 国民の健康づくり及びがん対策等の推進

【公衆衛生とは】

公衆衛生とは、「公衆ノ生ヲ衛（まも）ル」ことです。公衆（人々の集団やみんな）の生命を守ること、生活や生きることを守ることです。英語では Public Health と言います。

予防医学という言葉もあります。予防という言葉が示す一次予防（健康増進、病気発症予防）、二次予防（早期発見・早期治療）、三次予防（社会復帰、リハビリテーションなど）のすべての側面について集団を対象に研究したり、国や地域、職域など、多様な場で人々のための予防に取り組んでいるのが、公衆衛生です。（帝京大学医学部大学院公衆衛生学研究科のホームページから）

2 保健福祉事務所の概況

(1) 佐賀県の健康福祉部・県民環境部関係機関及び管轄市町

健康福祉部 本庁各課・現地機関		保健福祉事務所の機構		管轄市町
健康福祉政策課 ↳がん撲滅特別対策室 医務課 ↳医療人材政策室 国民健康保険課 薬務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 ↳就労支援室 (男女参画・こども局) 男女参画・女性の活躍推進課 こども未来課 こども家庭課	(現地機関) 保健福祉事務所(保健所) (佐賀中部、鳥栖、唐津、伊万里、杵藤) 総合福祉センター ・中央児童相談所 ・北部児童相談所 ・女性相談支援センター ・身体障害者更生相談所 ・知的障害者更生相談所 ・地域生活リハビリセンター 衛生薬業センター 療育支援センター 虹の松原学園 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所	佐賀県(R6.10.1現在)※ 人口 787,675人 世帯 322,258世帯 面積 2440.64Km ²		
		佐賀中部保健福祉事務所 企画経営課 福祉支援課 健康推進課 衛生対策課 環境保全課 334,682人 141,433世帯 793.30Km ²	佐賀市 多久市 小城市 神埼市 吉野ヶ里町	
		鳥栖保健福祉事務所 企画経営課 福祉支援課 健康推進課 衛生対策課 環境保全課 127,174人 52,819世帯 158.59Km ²	鳥栖市 基山町 上峰町 みやき町	
		唐津保健福祉事務所 企画経営課 福祉支援課 健康推進課 衛生対策課 環境保全課 116,542人 46,645世帯 523.50Km ²	唐津市 玄海町	
		伊万里保健福祉事務所 企画経営課 福祉支援課 健康推進課 衛生対策課 環境保全課 68,346人 27,436世帯 321.09Km ²	伊万里市 有田町	
県民環境部 本庁各課・現地機関				
県民協働課 まなび課 人権・同和対策課 くらしの安全安心課 ↳交通事故防止特別対策室 原子力安全対策課 有明海再生・環境課 循環型社会推進課 脱炭素社会推進課	(現地機関) 図書館 消費生活センター 環境センター	杵藤保健福祉事務所 企画経営課 福祉支援課 健康推進課 衛生対策課 環境保全課 140,931人 53,925世帯 644.16Km ²	武雄市 鹿島市 嬉野市 大江北町 白石町 太良町	

※人口、世帯数は佐賀県の推計人口。面積は、総務省統計局推定値

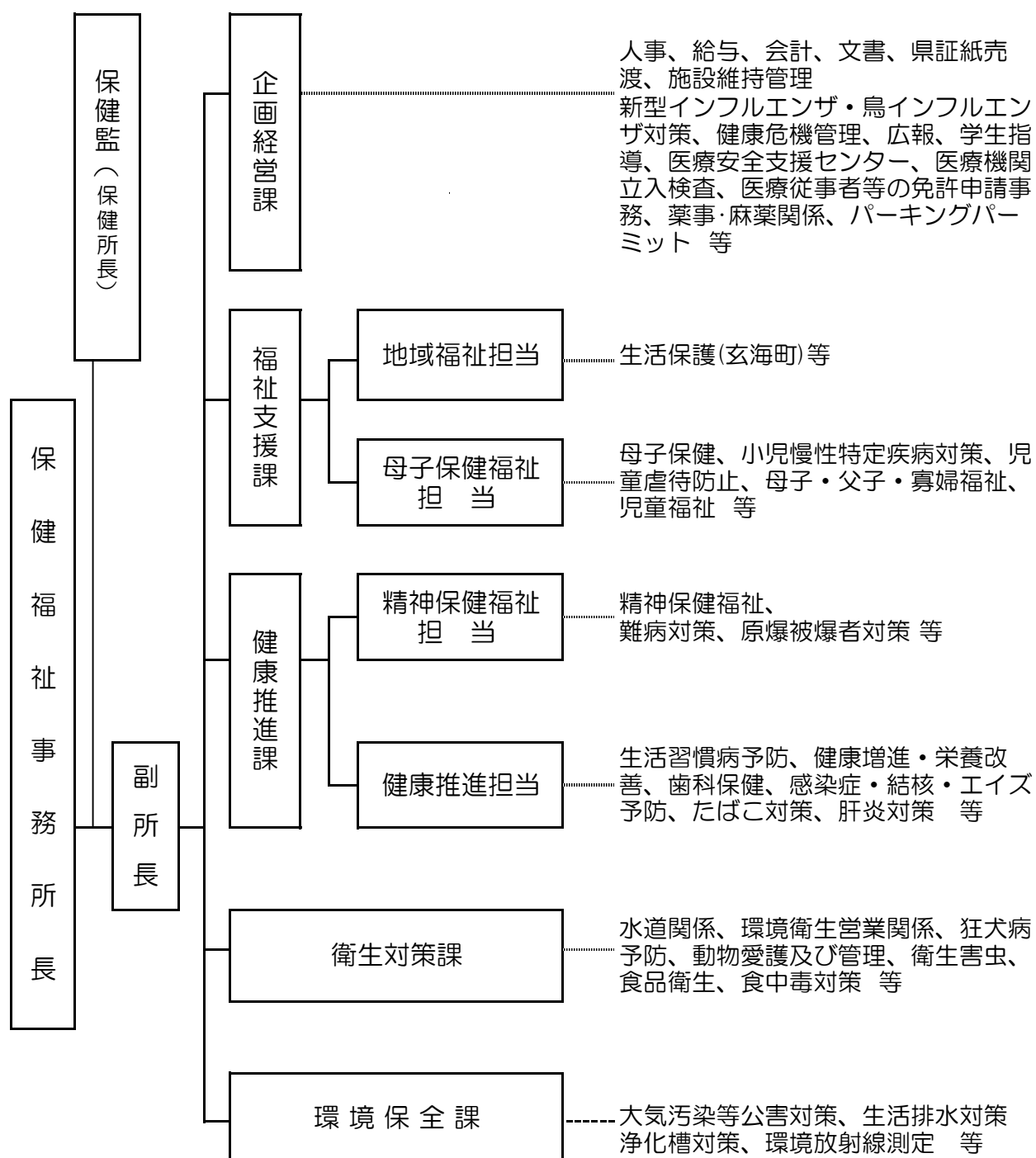
(2) 保健福祉事務所の圏域



	唐津保健福祉事務所	佐賀県	全国	調査期日
人口（総数）（人）	116,542	787,675	123,802千人	R6.10.1
人口（男）（人）	55,070	374,220	60,233千人	R6.10.1
人口（女）（人）	61,472	413,455	63,569千人	R6.10.1
出生数（人）	711	5,144	727,288	R5年※
出生率（人口千分率）	6.1	6.5	6.0	R5年※
合計特殊出生率	—	1.46	1.20	R5年※
死亡数（人）	1,991	11,199	1,576,016	R5年※
死亡率（人口千分率）	17.0	14.2	13.0	R5年※
平均余命（男） O（歳）	—	(81.41)	81.09	R5年 (R2年)
平均余命（女） O（歳）	—	(87.78)	87.14	R5年 (R2年)
老年人口割合（％）	—	32.2	29.3	R6.10.1
医療機関数 病院	15	95	8,055	R6.12.31
医療機関数 診療所	108	688	105,278	R6.12.31
医療機関数 歯科診療所	58	383	66,146	R6.12.31

参考資料 佐賀県人口：さが統計情報館 推計人口、国の人口：総務省統計局 人口推計
 出生・死亡等：佐賀県・全国：厚生労働省 令和4年人口動態調査
 ※唐津保健福祉事務所：人口動態統計令和6年(確定)佐賀県
 平均余命：厚生労働省「令和5年簡易生命表」「令和2年都道府県別生命表の概況」
 老年人口割合：総務省統計局 人口推計
 医療機関数：医療施設動態調査（令和6年12月末概数）

(3) 唐津保健福祉事務所の組織・機構



3 企画経営課の業務内容

企画経営課は、平成18年（2006年）に保健所と福祉事務所を統合し、保健福祉事務所が設置された際に、事務所の機能強化に向けて、司令塔の役割を担うための組織として発足した部門である。

（１）企画調整

① 保健福祉事務所の役割

保健医療計画の策定をはじめ管内市町に対する援助、市町相互間の連絡調整、保健・医療・福祉・介護等の関係機関の連携のコーディネーター的役割を担っている。

② 主な事業

事業名	事業内容等
健康危機管理	- 健康危機の発生予防、発生時に関し、所内外の関係者に対する健康危機管理研修会を実施する。また、各関係機関との連携を図るための組織を構築し、運営している。 - 新型インフルエンザ、災害（原子力、自然災害）、鳥インフルエンザ、口蹄疫等が発生した際は保健・医療分野での対応を担っている。
統計調査関係	人口動態調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査、地域保健・健康増進事業報告や病院報告、医療施設動態調査、医療施設静態調査、患者調査、受療行動調査等の統計を取りまとめて報告している。
情報提供、広報	地域保健に関する各種統計情報の収集、分析、市町村等への提供や市町広報、ホームページ等による広報活動を行っている。
地域医療構想調整会議	医療介護総合確保推進法の医療計画における「地域医療構想」に関する事項を定めている。
保健福祉衛生業務連絡会	市町の保健福祉衛生業務担当者・関係機関を対象に、地域保健活動のための連絡調整及び資質向上のための研修を実施している。
実習学生指導	保健師、看護師等の保健医療従事者の地域実習を受け入れている。
パーキングパーミット	身体障害者手帳所持者、けが人、妊産婦、要介護の高齢者、難病患者、知的障害者等のうち該当する方へ「身障者用駐車場利用者証」を交付している。
薬物乱用防止対策	麻薬、覚せい剤等の薬物乱用を防止するため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、不正栽培の大麻・けしの発見、抜去を行っている。※

※関係法規：覚せい剤取締法（昭和26年）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年）

（２）医療体制の整備

① 保健福祉事務所の役割

良質かつ適切な医療を提供する体制を確保するための医療機関等への指導、医療従事者の免許に係る事務及び医療機関の開設・変更に係る事務等を行っている。

② 主な事業

事業名	事業内容等
医療機関開設等の事務	病院、診療所の開設、変更に係る申請、届出等の事務を行っている。※
医療機関立入検査	病院、診療所に対する立入検査を行い、必要に応じて指導している。※
医療従事者免許事務	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の各種医療従事者の免許に係る事務を行っている。
医療安全支援センター	医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民等に対し医療安全に関する助言及び情報提供をしている。
麻薬関係業務	麻薬免許や麻薬に関する届出等の事務を行っている。

※関係法規：医療法（昭和23年）

4 福祉支援課の業務

(1) 生活保護

日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする

○生活保護の基本原則

- ・最低生活保障の原理（生活保護法第1条）
- ・無差別平等の原理（生活保護法第2条）
- ・最低生活保障の原理（生活保護法第3条）
- ・補足性の原理（生活保護法第4条）

○生活保護の原則

- ・申請保護の原則（生活保護法第7条）
- ・基準及び程度の原則（生活保護法第8条）
- ・必要即応の原則（生活保護法第9条）
- ・世帯単位原則（生活保護法第10条）

○実施機関：保健福祉事務所（生活保護法第19条、社会福祉法第14条）

①被保護世帯数

当所は玄海町の住民を対象としている（唐津市の住民は唐津市福祉事務所が生活保護を実施する）。

令和7年4月1日現在の管内の被保護世帯は21世帯、23人であり、人口あたりの保護率は県平均を下回っている。

高齢化の進展や家族形態の変化などを反映し、単身世帯や65歳以上の者のみで構成される高齢者世帯の割合が高く、単身世帯が20世帯、高齢者世帯が17世帯（すべて単身世帯）となっている。また、障害や傷病を持っている世帯が3世帯（すべて単身世帯）となっている。

②生活保護費

生活保護は、その給付の性質により、次の8つに分けて行われる。

- ・生活扶助 ・教育扶助 ・住宅扶助 ・出産扶助 ・生業扶助 ・葬祭扶助⇒原則金銭給付
- ・医療扶助⇒原則現物給付 ・介護扶助⇒原則現物給付

令和5年度実績

・被保護者に原則として金銭で支払われる生活扶助など	13,547千円
・医療機関などに診療報酬などとして支払われる医療扶助など	34,353千円
計	47,900千円

③問題点

- ・被保護者には、就労し、経済的自立を図ることが求められているが、高齢者や障害者が大部分であること、町内に適当な雇用が少ないことなどから就労は容易ではない。
- ・地域で交流や社会参加を行い自立した生活を送ることができず、孤立している被保護者が多い。
- ・高齢化が進むことで病気や障害を抱えたり、経済的に窮迫する人が増えると見込まれることから、医療・介護・保健関係者も含めた広い分野の関係者との協力が欠かせない。

(2) 母子・父子・寡婦福祉

- ① 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立のための情報提供及び指導、就職活動の支援（母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条）
- ② 母子父子寡婦福祉資金の貸付け（母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第32条）
 - ・20歳未満の者を扶養している配偶者のない女子及び男子又はその扶養している児童、又は、かつて配偶者のない女子として20歳未満の者を扶養していた配偶者のいない女子（寡婦）のための福祉資金（学資等）の貸付け

(3) 母子保健

① 保健福祉事務所の役割

市町村の母子保健事業に対し専門的・技術的な指導・助言を行う。
また専門的なサービスが必要な障害児・慢性疾患児等に対しては、保健福祉事務所が直接的支援を行う。



② 主な事業

事業名	業務内容等
思春期からの健康支援事業	・望まない妊娠を防止するための知識の普及啓発。 小冊子の配布、指導 ・性教育及び相談担当者の資質向上研修の実施。（対象者：養護教諭、市町保健師、医療関係者、その他子育て支援関係者等）※県と合同で実施。 ・女性健康支援センター NHO佐賀病院に相談業務委託(H27年度～)「妊娠SOS佐賀」
不妊の悩み支援事業 不妊・不育症専門 相談センター (佐賀中部のみ)	・不妊で悩む夫婦等に対し、気軽に相談することのできる体制を整備するとともに、不妊や性に関する正しい情報の提供及び適切な指導を行う。 (一般不妊相談：保健師対応) ① 保健師による電話相談 ② 専門医師・カウンセラーによる面接相談(1回/月) ※要予約 ③ 専門医師・カウンセラーによるオンライン相談 ※要予約 ④ 普及啓発、相談従事者への研修
不妊・不育症治療支援事業 (治療費助成)	・不育症治療、不妊治療に伴う先進医療を行っている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進を図る。 *不育症検査・治療助成 *先進医療助成 ■不妊治療…R4年度から保険適用開始 体外受精・顕微授精、男性不妊治療助成、人工授精の治療費助成はR6年度で終了。
先天性代謝異常等 検査事業	・新生児について、血液によるマス・スクリーニング検査を実施し、先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症を早期に発見し、早期治療を行うことにより知的障害等の心身障害を予防する。 検査対象疾患22疾患、希望有料1疾患。 (必要により訪問指導、要精密者のフォロー及び支援) ■検査対象疾患…R5年7月1日から無料2疾患(脊髄性筋萎縮症・重症複合免疫不全症)、有料1疾患追加(ライソゾーム病)
聴覚障害児療育支援事業	・聴覚障害児の早期発見・早期療育のために、新生児聴覚検査後、要フォロー児(要再検・要精密・要治療)の保護者の相談支援を行う。 (家庭訪問(保健師、言語聴覚士)、「つどい」の開催) ・なお、新生児聴覚検査は任意検査であり、受検の啓発も市町と協力して実施
すこやか療育発達相談 指導事業	・精神・運動発達面において、将来障害をきたすおそれのある児を早期に把握し、適切な指導や家庭療育訓練、育児への支援等を行うことにより、その健全な発達・育児を支援する。 療育発達相談…整形外科医師による相談 ことばの相談…言語聴覚士による相談 ・母子保健関係者の検討会を開催し、ハイリスク児の療育支援や健全な子育て支援の推進等、関係者の資質向上を図る。 (子育て支援地域サポート検討会開催)

小児慢性特定疾病医療費支給認定事業	・治療が長期にわたり、医療費も高額となる特定疾病について、その医療の確保と普及を図り、併せて患者家族の負担軽減に資する。 ・対象：当該疾病の状態が対象基準を満たす、18歳未満の児童（20歳未満まで継続可） ・16疾患群： 疾病数：801〔令和7年4月1日現在〕 （悪性新生物、慢性腎疾患、内分泌疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、先天性代謝異常、血液疾患、神経・筋疾患、膠原病、糖尿病、慢性消化器疾患、免疫疾患、染色体又は遺伝子疾患群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患）
長期療養児等自立支援事業	・疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について、その疾病の状況及び療育の状況を随時把握し、その状況に応じた指導を行い、日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。 （小児慢性特定疾病申請時の面接相談、電話相談、在宅療養児への家庭訪問、保護者のつどいの開催）
小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業	・在宅で重症の小慢疾病児童等を介護する家族のレスパイト（休息）のため、訪問看護師を自宅に派遣することにより、小慢児童等の療養生活の確保と、その家族の福祉の向上を図る。（当所は対象家族への説明、申請受付、導入時調整等を行う。）（一人当たり、年48時間まで）
児童虐待防止市町村支援事業	・児童虐待を予防するためには、乳幼児期からの情報がある市町での活動を充実する事が効果的である。保健福祉事務所は、管内市町の要保護児童対策地域協議会・実務者会議・個別事例検討会へ出席し、関係機関と連携を図り、児童虐待防止対策を検討する。また、必要に応じて、同伴訪問を行い、保護者及び子どもの相談、支援に対応する。
その他各種事業	・母子保健推進協議会唐津支部事務局として、母子保健推進員の地区組織活動支援 ・命の72時間事業 ・災害時要援護者対策(小児慢性特定疾病児童)に関する支援関係 ・医療的ケア児関係 ・妊娠出産包括支援推進事業(市町支援) ・HTLV-1母子感染予防対策 ・結核児童療育給付 ・DV相談関係

関係法規：母子保健法（S40）、児童福祉法（S22）、発達障害者支援法（H16）
児童虐待の防止等に関する法律（H12）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（H17）
母子及び父子並びに寡婦福祉法（S39）
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（R3）

母子保健対策事業一覧

	市 町	保健福祉事務所	県 (本庁)	民 間
思春期	- 子育て世代包括支援センター設置 - 年長児、中学生と赤ちゃんの交流事業	思春期からの健康支援事業		
婚前結婚	思春期、未婚女性学級	不妊の悩み支援事業 不妊不育専門相談センター事業 (佐賀中部保健福祉事務所) 一般不妊相談 (各保健福祉事務所)	子育て支援 カウンセラ ー派遣事業	医療機関 (両親・母親教 室)
妊産婦	- 不妊治療費助成 - 妊娠届出 - 母子健康手帳の交付 - 妊婦健康診査(健診票交付) - B型肝炎母子感染防止事業 - 妊産婦訪問 - 両親学級 	- 不妊治療支援事業 先進医療 - 不育症治療支援事業 不育症(検査、治療)		
出生	- 出生届 - 医療費給付 〔養育医療(未熟児の医療給付) 自立支援医療費(育成) 子どもの医療費助成 (唐津市、玄海町) 18歳に達する日以後の最初の 3月31日まで〕 - 未熟児訪問 - 新生児訪問 - こんにちは赤ちゃん事業 (生後4ヶ月までの全戸訪問) - 予防接種 - 乳児健康診査(健診票交付) - 乳幼児相談、健診 - 育児学級 - 育児サークル支援 1歳6ヶ月児健康診査 (2歳児歯科相談) 3歳児健康診査 - 就学前健康診査 - 母子保健推進員事業*	- 医療費給付 〔小児慢性特定疾病医療費支給 認定事業 結核児童療育事業〕 - 先天性代謝異常等検査事業 - 聴覚障害児療育支援事業 訪問、つどい開催 - すこやか発達相談指導事業 (療育発達相談、ことばの相談) (地域サポート検討会) - 家庭訪問 〔慢性疾病児 在宅療養児 等〕 - 母子保健研修会 - 児童虐待防止市町支援事業 - 母子保健推進協議会 (支部事務局)	先天性代謝 異常等検査 事業 子どもの医 療費助成事 業 小児慢性特 定疾病児童 等レスパイ ト訪問看護 事業 災害時要援 護者支援 関係 母子保健推 進協議会 (県事務局)	子育て支援情 報センター 子育て支援 事業 保育所・ター
1.6 歳				
3 歳				
就学				

5 健康推進課の業務内容

健康推進課の業務内容

現在、住民を対象とした自治体の保健活動のうち、一般検診など住民を直接対象とする保健活動は市町村が担う一方、保健所は地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化することが求められている。

また、感染症や大規模事故等、不特定多数の住民の生命、健康を脅かす事態に対する健康危機管理について、発生への対応や情報収集、関係機関との連携などの役割がある。

健康推進課は、保健師や管理栄養士などの専門職の活動を通じて、こうした保健所業務の一翼を担っている。

精神保健福祉担当

○主な業務

- (1) 精神保健福祉（面接相談、訪問、社会復帰支援、自殺対策、通院医療費公費負担・精神障害者保健福祉手帳に関する事務）
- (2) 難 病 （難病対策地域協議会、難病者相談訪問、特定医療費（指定難病）受給者証交付）
- (3) 原子爆弾被爆者援護 （被爆者健康手帳発行、健康診断、被爆者関係手当申請窓口）

健康推進担当

○主な業務

- (4) 健康づくり （県健康プランの推進、食育の推進、国民（県民）健康・栄養調査、特定給食施設指導、管理栄養士・栄養士・調理師免許、市町健康増進事業の支援、糖尿病対策、生活習慣改善普及啓発、肝疾患対策、歯科保健、たばこ対策）
- (5) 感染症 （感染症予防、結核対策、エイズ対策）



(1) 精神保健福祉

① 保健福祉事務所の役割

精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行う。

② 主な事業

事業名	業務内容等
精神保健福祉相談	- 不安や悩みなど「こころの健康」が気になる方やその家族を対象に、精神科医師により、個別の相談を受けている。（毎週水曜日 予約制） - また、保健師による相談や電話相談は、常時受け付けている。
訪問指導	原則として、本人、家族に対する十分な説明と同意の下に行う。（医療の継続または受診についての相談援助や勧奨の他、生活指導、社会復帰援助や生活支援、その他の家族がかかえる問題等についての相談指導。）また、危機介入的な訪問など所長等が認めた場合にも行っている。
健康教育	心の健康づくり、うつ予防等、精神保健福祉の知識の普及啓発及び予防を目的に一般住民や事業所職員、児童・民生委員等を対象に健康教育を行っている。
精神医療審査会関係事務	措置入院、医療保護入院に関する事務を行っている。
精神診察	自傷他害の恐れ等で申請・通報があった場合、指定医の診察及び保護を実施している。
自立支援医療受給者証及び精神障害者保健福祉手帳交付事務	精神障害者の適正な医療を普及するため、通院医療費の医療保険自己負担分の一部を公費で負担する。また、精神障害者が各種の支援策を受けられるように、精神障害者の程度（等級）を証明し、手帳を交付する。 ※申請の窓口は市町 ※保健福祉事務所では市町からの進達分の点検・取りまとめを行っている。
精神障害者家族会及び社会復帰施設等支援	精神障害者家族会が行う活動の支援や、地域活動支援センター、グループホームを積極的に支援する。
自殺総合対策事業 (地域自殺予防対策事業)	地域の現状に応じた自殺予防事業を展開 ①人材養成事業（ゲートキーパー養成講座等）②普及啓発事業（自殺予防週間等）③若年層対策事業 ④自殺未遂者支援事業（自殺対策連絡協議会含む）
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム事業	保健・医療・福祉の関係者間での協議の場を設置し、地域の課題を共有化したうえで、地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを推進する。 令和元年度より、北部地区精神障害者生活支援ネットワーク連絡会を唐津市、玄海町と共催で実施している。
措置入院者退院後支援事業	措置入院となった精神障害者のうち、退院後の医療等の支援を行う必要があると認められるものについて、本人の同意を得たうえで、必要な医療等の支援内容等を記載した退院後支援計画を作成し、当該計画に基づく相談支援等を行う。

関係法規：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（S25）、自殺対策基本法（H18）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（H17）

(2) 難 病

① 保健福祉事務所の役割

原因不明、治療方法未確立で生活面への長期にわたる支障がある難病にり患している患者等に対して、専門的な保健サービスを提供する。サービスが難病患者の生活の場で提供できるよう必要に応じて保健・医療・福祉が連携し、難病患者生活支援のネットワークづくりに努める。

② 主な事業

事業名		業務内容等
特定医療費(指定難病)助成事業		・対象疾病(348疾病)にり患している人の医療費自己負担分の一部を公費負担することにより指定難病についての治療研究を促進し、併せて患者の医療費負担の軽減を図る。
難病相談事業	医療相談事業	・医師、薬剤師、保健師などが難病患者や家族と面接し、病気の理解や不安の軽減・適正な療養について助言を行う。 ・難病の医療・福祉・介護等に関する最新で正確な情報の提供を行うと共に、同じ悩みを持つ患者及び家族の交流会(疾患別)の支援を行う。 ・安心して在宅療養ができるよう協力病院とのケース検討会を行う。 ＊ 疾患別交流会の支援 炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎、クローン病)等の患者会の支援 ＊ 河畔病院との定期カンファレンス(隔月)及び随時のケース検討会
	訪問相談事業	・要支援患者・家族を訪問し、日常生活上及び療養等について相談、援助を行う。
	訪問従事者等研修事業	・地域において難病対策を担当する職員や訪問看護師等に対し研修を実施し、従事者の資質の向上及び育成を行う。
難病対策地域協議会		・患者・家族が安心して在宅療養を送ることができるよう、関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報共有し連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。
在宅重症難病患者一時入院(レスパイト)事業		・指定難病患者の家族等の介護者が、休息(レスパイト)できるよう、一時的に指定医療機関の入院病床を利用することにより、患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図る。
在宅レスパイト訪問看護事業		・指定難病患者の家族等の介護者が、休息(レスパイト)できるよう、自宅に訪問看護師を派遣することにより、家族の代わりに見守りとケアを行うことで、患者の療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図る。

関係法規：難病の患者に対する医療等に関する法律(H26)

佐賀県難病相談事業実施要領

(3) 原子爆弾被爆者援護

① 保健福祉事務所の役割

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者手帳の交付や国の負担による健康診断や医療の給付、また被爆者の状況に応じて健康管理手当等いろいろな手当の支給があり、その申請窓口となる。

② 主な事業

事業名	業務内容等
被爆者健康手帳	被爆者健康手帳は、原子爆弾による被爆者であることを示す一種の証明書である。手帳は、健康診断の検査結果を記録するなど、健康管理に役立てられている。
被爆者健康診断	- 被爆者の健康管理のため、年2回（春・秋）医療機関に委託して、定期健康診断を実施している。定期健康診断の他にも希望による健康診断を年2回（うち1回はがん検診に代えることができる）実施している。 - 被爆者二世で健康面の不安を覚える方にも健康診断を実施している。
認定疾病に対する医療の給付	原子爆弾の放射線や熱線等が原因で起こった病気やけがについて、厚生労働大臣からその病気やけがが原子爆弾の傷害作用によるもので、現に治療を要する状態にあると認定された病気については全額国費で医療を受けることができる。この認定を受けることは医療特別手当や特別手当をうけるための条件ともなっている。
被爆者一般疾病医療費	被爆者は、原子爆弾による影響から病気にかかりやすいことや、病気が治りにくい傾向にあるため、厚生労働大臣が認めた病気以外の病気やけが（一般疾病）で医療を受けられる場合、患者負担分を国が負担する。
各種手当	医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当、介護手当等の要件に沿った各種の手当を支給する。
介護保険サービスの利用	被爆者が介護保険サービスのうち医療系のサービス（訪問看護、訪問リハ、通所リハ、介護老人保健施設への入所等）を受けられた場合、自己負担額を国が負担する。また、福祉系のサービス（訪問介護、通所介護、指定介護老人福祉施設への入所等）を受けられた場合、自己負担額を助成している。

関係法規：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（H6）

(4) 健康づくり

① 保健福祉事務所の役割

少子高齢化の進展、総人口・生産年齢人口の減少等の社会情勢の中、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性をもつ取組の推進を通じて、「県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を目指した『第3次佐賀県健康プラン』を推進している。

その基本的な方向は、①健康寿命の延伸・健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり、の4つである。

② 主な事業

事業名	業務内容等
健康プラン推進事業	- 市町健康づくりの円滑で効果的な推進のための支援として、市町の健康づくり推進協議会への指導・助言等を行う。 - 健康プラン推進のための人材育成として、食生活改善推進員の自立支援・活動支援を行い、地区組織の育成強化を図る。
地域・職域連携推進事業	二次医療圏において、地域保健と職域保健の関係者が、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援していくために、連携体制を推進して効果的な保健事業を展開する。
糖尿病対策事業	- 糖尿病患者が適切な診療及び継続した療養指導を受け、重症化を予防することができるよう、コメディカルスタッフの資質向上を図る研修会を開催する。（「佐賀県糖尿病連携手帳」普及・啓発セミナー） - 飲食店等を「うまっ！ヘルシー」提供店に登録し、食の環境整備を行うことで、糖尿病の発症予防・重症化予防を図る。
「ストップ糖尿病」対策事業	- 医療関係者及び行政関係者等が糖尿病の発症予防及び重症化の対策方針の情報共有を図り、連携して対策に取り組むことで、患者数の減少や重症化を予防する。 2次医療圏単位「ストップ糖尿病」対策会議の開催
低栄養予防事業	地域高齢者が、高齢者の特性に配慮した食事へのアクセスを容易にできるよう、高齢者の生活を支援する関係者に向けた検討会や研修会を開催する。
特定給食施設等指導	- 病院や高齢者施設、保育所等の給食施設における給食管理、衛生管理等についての指導を行う。 - また、利用者に応じた栄養管理が行われるよう関係者に対し研修会を開催する。
食品の表示に係る相談（保健事項）	- 食品表示（保健事項）の適正化のための相談、指導等 - 健康保持増進効果の広告等に関する指導等
たばこ対策推進事業	「健康増進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、受動喫煙防止のための禁煙・分煙の方策について、各施設に具体的に指導、助言等を行う。（喫煙可能室の届出、「空気もおいしいお店」の登録） - 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の協力を得て、県内全ての中学1年生及び小学6年生にたばこに関する健康教育を行っている。

事業名	業務内容等
歯科保健事業	- フッ化物洗口従事者研修（研修動画の周知） フッ化物洗口を実施している保育所・幼稚園・小学校の従事者を対象として研修動画の周知を行う。 - 障害（児）者等歯科保健事業 障害（児）者の歯科保健に係る相談会の開催や普及啓発活動等を行う。 - 市町歯科保健担当者連絡会
肝疾患対策事業	- 肝炎ウイルス精密検査費助成事業 B型、C型肝炎ウイルス検査の陽性者に対して精密検査費用を助成する申請受付を行う。 - 佐賀県ウイルス性肝炎治療費助成事業 B・C型肝炎ウイルスのインターフェロン治療、C型肝炎ウイルスのインターフェロンフリー治療、およびB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療に係る医療費助成の申請受付を行う。 - 佐賀県肝疾患定期検査費助成事業 B型、C型肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変、肝がん患者に対して専門医療機関での定期検査費用を助成する申請受付を行う。 - 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 B型肝炎ウイルスまたはC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断された患者への医療費助成の申請受付を行う。 - C型肝炎等に関する保健指導従事者研修会、肝炎コーディネーターミーティング 保健指導従事者等関係者に対し研修会及びミーティング等を実施する。
管理栄養士・栄養士・調理師免許事務等	- 管理栄養士・栄養士・調理師の免許申請及び試験に関する事務。 - 調理師就業届用務。（2年毎に実施）
国民健康・栄養調査	国民の身体状況や栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料とする。 （国民健康・栄養調査地区は厚生労働大臣が指定。）
各種キャンペーン等	- 住民の生活習慣の改善と健康への意識を高めるための広報活動、イベント等を行う。 *世界禁煙デー（5月31日） *歯と口の健康週間（6月4日～10日） *健康増進普及月間（9月） *8020運動推進週間（11月8日～14日）
骨髄バンク事業	白血病や再生不良性貧血等の血液疾患の有効な治療法である骨髄移植のドナー登録受付を行う。（要予約：毎週木曜日9:00～11:00）

関係法規：地域保健法(H22)、健康増進法(H14)、食育基本法(H17)、栄養士法(S22)、調理師法(S33)、肝炎対策基本法(H21)、歯科口腔保健推進法(H23)、造血幹細胞移植法(H31)

佐賀県では、生活習慣病を予防し、
県民の“元気で長生き”を目指すために、
令和元年度より「さが健康維新県民運動」に取り組んでいます。
保健福祉事務所では、県民へ本運動の推進を行っています。

さが健康維新県民運動

令和元年度～

県民の“元気で長生き”（健康寿命の延伸）を目指し、
4つの分野で健康づくりの様々な取組を行っています！



歩く・身体活動

まず、10分長く歩こう

▶ 目指そう、プラス1,000歩/日



「楽しく。お得に。」歩くことを支援する
佐賀県公式ウォーキングアプリ
SAGATOCO (サガトコ) を配信。
令和5年5月中旬ごろに
10万ダウンロード突破予定。

食と栄養

まず、野菜を一皿多く摂ろう

▶ 目指そう、プラス80g/日



佐賀県オリジナル絵本の
製作、配布。
企業と共同した
商業施設等での啓発。
野菜摂取量を見える化した職域への啓発。



歯科健診でからだを守る

くちパト

さが お口のパトロールプロジェクト

ダウンロードは
こちらから!
(無料)



↑ iPhoneの方



↑ Androidの方

歯と口の健康

まず、歯の健診に行こう

▶ 目指そう、
80歳で自分の歯20本



新聞広告等による
定期的な歯科検診受診の啓発。
佐賀県歯科医師会協力の下、
くちパト健診の実施。



たばこ

まず、禁煙チャレンジ

▶ 目指そう、6か月後の卒煙



仲間と卒煙に取り組む
卒煙プログラム
「卒煙ジュエル」の実施。
卒煙の知恵など
成功事例を県民に紹介。



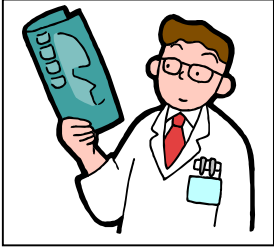
(5) 感染症

① 保健福祉事務所の役割

感染症の患者発生時に迅速に情報を収集し、疫学調査を行って感染源及び感染経路を特定するとともに、関係機関との連携・調整を行い、感染者の早期発見や感染拡大防止を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため感染症発生動向調査事業や、社会福祉施設等への巡回指導及び正しい知識の普及啓発活動を行う。

② 主な事業

事業名	業務内容等
感染症発生時の対応	・ 感染症発生時に、疫学調査、感染源調査、感染防止対策を行う。濃厚接触者や集団生活の場の関係者については、2次感染防止のための保健指導や健康診断を行う。
結核対策事業 (二類感染症) 	① 感染症の診査に関する協議会結核部会 ② 届出の受理 ・ 結核発生届 ・ 医療費公費負担申請 ・ 入院・退院届 ③ 結核患者登録票作成 (患者管理等) ④ 結核患者訪問指導 (DOTS) ⑤ 結核登録者情報管理システム (結核発生動向調査) ⑥ 接触者健康診断 (H26.8～一部医療機関委託) ⑦ 結核定期病状調査 ⑧ 管理検診 (H26.8～一部医療機関委託) ⑨ 結核医療費審査 (結核指定医療機関) ⑩ 結核の正しい知識の普及啓発 (結核・呼吸器感染症予防週間 (9月24日～30日))
感染症予防事業	・ 社会福祉施設等感染症予防巡回指導、研修会 感染症の集団発生の未然防止のため、社会福祉施設や特定給食施設等における感染対策に関する調査及び指導を行う。また、施設従事者を対象に感染対策に関する集合研修を実施する。
エイズ対策事業 (五類感染症)	① 正しい知識の普及啓発 ・ 高校1年生等を対象としたエイズ予防講演 ・ HIV検査普及週間 (6月1日～7日) ・ 世界エイズデー (12月1日) ② 匿名HIV検査を含む個別相談 (第2火曜日9:00～11:00・第3火曜日9:00～11:00、17:00～19:00) ③ 特定感染症予防事業 (梅毒・クラミジア・HTLV-1)
感染症発生動向調査事業	・ 感染症の発生及び流行状況を把握するため、届出を受けた対象感染症について、感染症サーベランスシステムに入力する。県 (感染症情報センター) ・ 国は収集した情報を分析し、その結果を感染症予防のために県民や医療機関に迅速に提供・公開する。

関係法規：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (H10)

6

衛生対策課の業務内容

衛生対策課（食品衛生、環境衛生）

① 保健福祉事務所の役割

安全な食生活の確保及び衛生的な生活環境の維持と愛護動物の適正飼育等に係る業務を行っている。

② 主な事業

事業名	根拠法令（制定年）	事業内容
食品衛生事業	食品衛生法(S22)	- 食品営業関係施設等の許可等及び監視・指導 - 食中毒予防と食品衛生思想の普及啓発 - 流通食品の監視、指導、取締 - 食品衛生苦情処理
狂犬病予防事業	狂犬病予防法(S25)	- 狂犬病発生予防対策 - 犬の捕獲、抑留業務及び咬傷事件調査等
動物愛護管理事業	動物の愛護及び管理に関する法律(S48)	- 特定動物の飼養管理指導 - 動物取扱業の登録の審査及び監視・指導 - 動物愛護に対する普及啓発等 - 愛護動物の適正飼養の助言・指導及び犬・ねこの保護
環境衛生営業 施設の管理	旅館業法(S23) 興行場法(S23) 公衆浴場法(S23) 理容師法(S22) 美容師法(S32) クリーニング業法(S25) 住宅宿泊事業法(H29)	- 旅館、興行場、公衆浴場の許可及び理容所、美容所及びクリーニング所の届出の検査確認と監視・指導 - 住宅宿泊施設の届出の審査と監視・指導
建築物の 衛生的管理	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(S45)	- 特定建築物の届出の審査と維持管理等の監視・指導 - ビル管理事業登録の審査と監視・指導
衛生害虫の相談		- 衛生害虫等の生態、防除方法の相談 - 駆除業者の案内
衛生的飲料水の確保	水道法(S32) 佐賀県小規模水道条例(S35)	- 専用水道及び小規模水道の確認、簡易専用水道の届出の審査と監視・指導 - 上水道、簡易水道、専用水道等の許可等の審査と管理運営の監視・指導 - 飲用井戸等の衛生対策指導及び指定検査機関の紹介



7 環境保全課の業務内容

環境保全課

① 保健福祉事務所の役割

水質の汚濁や大気汚染の防止等のための業務を行い、人の健康を保護するとともに生活環境の保全を図る。

② 主な事業

事業名	根拠法令（制定年）	事業内容
公共用水域及び地下水質監視	水質汚濁防止法（S45）	- 有害物質による地下水汚染の監視のため、定期的な監視・指導を行う。 - 河川において、魚のへい死、油流出等の水質事故が発生した場合の原因調査や拡大防止対策を行う。
事業場等の監視指導	水質汚濁防止法（S45） 大気汚染防止法（S43） ダイオキシン類対策特別措置法（H11） 佐賀県環境の保全と創造に関する条例（H14）	法・条例に基づく特定施設等を有する事業場や特定粉じん（アスベスト）が使用された建物等の解体現場へ立入り、排出基準、作業基準及び適正な維持管理が遵守されるよう監視・指導を行う。
環境保全教育	環境基本法（H5） 佐賀県環境の保全と創造に関する条例（H14）	水生生物調査、自然観察、生活排水対策などの住民の環境保全活動を支援するとともに、環境保全に係る広報活動を行うことにより、住民の環境保全に対する理解や意識の高揚を図る。
水質・大気関係特定施設の届出、作業実施届出	水質汚濁防止法（S45） 大気汚染防止法（S43） ダイオキシン類対策特別措置法（H11） フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（H13） 佐賀県環境の保全と創造に関する条例（H14）	- 汚水やばい煙を発生させる特定施設に係る設置届等の受付・審査・指導を行う。 - アスベストが使用されている建築物の解体前の事前調査報告や解体工事等の作業実施届出の受付・審査・指導を行う。 - オゾン層を保護するとともに、地球温暖化を緩和するため、事業者へフロン排出抑制の指導等を行う。
公害苦情処理	公害関係法令（水質汚濁防止法など）	住民等からの苦情などを市町や関係機関と協力しながら調査・解決にあたる。
浄化槽業務	浄化槽法（S58）	浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図るため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び法定検査について必要な指導を行う。
環境放射線測定	玄海原子力発電所周辺環境放射能調査計画	- サーベイカーによる空間放射線量率測定 - 大気浮遊粉じん中の放射線測定（¹³¹I）

8

看護（実習）学生の臨地実習における情報の取り扱いについて

個人情報の漏洩は、不法行為にあたるため実習期間中に知り得た情報については、守秘義務を遵守すること。

また、診療情報から個人情報を容易に入手できる立場であることを自覚し、不必要な情報収集や個人的理由（個人的興味・関心、心配だから知っておきたい等の理由）による情報へのアクセスをしてはならない。

実習記録の取り扱い

- 記録用紙には、個人を特定する情報（住所、氏名、生年月日、病院、病棟名、家族歴や遺伝情報等）を可能な限り記載しない。
- 不必要な情報・不確実な情報は、記述しない。
- 診療記録及び実習記録は、安易に複写しない。
- カンファレンスの資料等に利用するために複写した場合は、担当指導者がシュレッダーにかけ適切に処分する。
- 個人が特定される可能性がある実習記録等の所外への持ち出しは、禁止する。
また、紛失・散逸しないようファイル等で管理し、第三者の目に触れないようにする。
- 実習の目的以外に利用しない。
- 実習終了後、不要となった記録物やメモ類は、シュレッダーにかける・電子媒体は内容を消去する等の処分を行う。
- 実習終了後の実習記録は、看護教育者が適切に保管・管理する。
- 学生の実習記録も、情報開示の対象となりうることもあるので留意のこと。

◆取り組み強化期間

分類	名 称	主 催	期 間	担当	備 考
薬 物	『ダメ。ゼッタイ。』普及運動 ～薬物乱用防止キャンペーン～	国 (厚生労働省)	6/20～7/19	企画経営課	6/26国連「国際麻 薬乱用撲滅デー」
母 子	児童虐待防止推進月間	国 (厚生労働省)	11月	母子保健 福祉担当	
	乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強 化月間	国 (厚生労働省)	11月	母子保健 福祉担当	
精 神	自殺予防週間	国 (厚生労働省)	9/10～9/16	精神保健 福祉担当	
	自殺対策強化月間	国 (厚生労働省)	3月	精神保健 福祉担当	
	ギャンブル等依存症問題啓発週間	内閣官房	5/14～5/20	精神保健 福祉担当	内閣官房ギャンブル 等依存症対策推進事 務局
	アルコール関連問題啓発週間	国	11/10～11/16	精神保健 福祉担当	厚生労働省、内閣 府、法務省、国税 庁、文部科学省、警 察庁、国土交通省
歯 科	歯と口の健康週間	国 (厚生労働省)	6/4～6/10	健康推進 担当	
	8020運動推進週間	佐賀県	11/8～11/14	健康推進 担当	
	いい歯の日	佐賀県	11/8	健康推進 担当	
エイズ	HIV検査普及週間	国(厚生労働省) エイズ予防財団	6/1～6/7	健康推進 担当	
	世界エイズデー	国 (厚生労働省)	12/1	健康推進 担当	
結 核	結核・呼吸器感染症予防週間	国 (厚生労働省)	9/24～9/30	健康推進 担当	
栄 養	健康増進普及月間	国 (厚生労働省)	9/1～9/30	健康推進 担当	
	食生活改善普及運動月間	国 (厚生労働省)	9/1～9/30	健康推進 担当	
	世界糖尿病デー・週間	日本糖尿病学会 日本糖尿病協会	11/14 11/8～11/14	健康推進 担当	
肝疾患	世界肝炎デー	国 (厚生労働省)	7/28	健康推進 担当	
たばこ	世界禁煙デー・週間	国 (厚生労働省)	5/31 5/31～6/6	健康推進 担当	
臓 器 移 植	臓器移植普及推進月間	国 (厚生労働省)	10/1～10/31	健康推進 担当	
環 境 衛 生	水道週間	国 (厚生労働省)	6/1～6/7	衛生対策課	
動 物	動物愛護週間	国 (環境省)	9/20～9/26	衛生対策課	
食 品	食品衛生月間	食品衛生協会	6月～8月	衛生対策課	
	食品、添加物等の夏期一斉取締り	県 (法指針)	7/1～8/31	衛生対策課	7/1～9/30の期 間、都道府県等で期 間を定めて夏期一斉 取締りを実施
	食品、添加物等の年末一斉取締り	県 (法指針)	12/1～12/28	衛生対策課	
	ノロウイルス食中毒予防強化期間	食品衛生協会	11/1～1/31	衛生対策課	
環 境	環境の日	国 (環境基本法)	6/5	環境保全課	
	環境月間	国	6月	環境保全課	
浄化槽	浄化槽の日	国	10/1	環境保全課	

◆ 唐津保健福祉事務所 業務案内

○からだに関するご相談

相談内容	曜日等	時間	予約の 要・不要	お問い合わせ先
エイズ相談・検査	第2火曜日	9時00分～ 11時00分	原則要予約	健康推進担当 電話 0955-73-4186
	第3火曜日	9時00分～ 11時00分 17時00分～ 19時00分		
結核相談	平日	9時00分～ 16時45分	不要	健康推進担当 電話 0955-73-4186
骨髄バンクドナー登録 相談	毎週木曜日	9時00分～ 11時00分	要予約	健康推進担当 電話 0955-73-4186
食生活・栄養相談	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	健康推進担当 電話 0955-73-4186
不妊相談	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	母子保健福祉担当 電話 0955-73-4228
レディース健康相談	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	母子保健福祉担当 電話 0955-73-4228
難病相談	平日	9時00分～ 16時45分	不要	精神保健福祉担当 電話 0955-73-4187

○こころに関するご相談

相談内容	曜日等	時間	予約の 要・不要	お問い合わせ先
精神保健福祉相談 (医師面接相談)	毎週水曜日	13時30分 ～16時	要予約	精神保健福祉担当 電話 0955-73-4187
精神保健福祉相談 (保健師による電話面接 相談)	平日	9時00分～ 16時45分	不要	精神保健福祉担当 電話 0955-73-4187

〇くらしに関するご相談

相談内容	曜日等	時間	予約の 要・不要	お問い合わせ先
たばこ対策相談	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	健康推進担当 電話 0955-73-4186
栄養成分表示相談	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	健康推進担当 電話 0955-73-4186
環境衛生営業相談（旅館業、公衆浴場業、興行場営業、理・美容業、クリーニング業、住宅宿泊事業等）	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	衛生対策課 電話 0955-73-1131
食品衛生相談	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	衛生対策課 電話 0955-73-1131
犬、猫に関する相談	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	衛生対策課 電話 0955-73-1131
飲料水の相談	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	衛生対策課 電話 0955-73-1131
身近な生活衛生相談（衛生害虫等相談と駆除業者の紹介）	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	衛生対策課 電話 0955-73-1131
浄化槽に関する相談	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	環境保全課 電話 0955-73-1179
浄化槽設置者講習会	第4水曜日	13時15分～ 14時30分	不要	環境保全課 電話 0955-73-1179
公害に関する相談（水質汚濁、大気汚染）	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	環境保全課 電話 0955-73-1179

〇ふくしに関するご相談

相談内容	曜日等	時間	予約の 要・不要	お問い合わせ先
生活保護（玄海町）	平日	9時00分～ 16時45分	不要	地域福祉担当 電話 0955-73-4228
パーキングパーミット交付	平日	9時00分～ 16時45分	不要	企画担当 電話 0955-73-4185
DV等女性相談	平日	9時00分～ 16時45分	不要	母子保健福祉担当 電話 0955-73-4228
ひとり親家庭・寡婦の相談	平日	9時00分～ 16時45分	不要	母子保健福祉担当 電話 0955-73-4228

○免許に関するご相談

相談内容	曜日等	時間	予約の 要・不要	お問い合わせ先
医療従事者各種免許(医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・診療放射線技師・臨床検査技師、視能訓練士)	平日	9時00分～ 16時45分	不要	企画担当 電話 0955-73-4185
管理栄養士、栄養士、調理師免許	平日	9時00分～ 16時45分	不要	健康推進担当 電話 0955-73-4186
麻薬取扱い免許	平日	9時00分～ 16時45分	不要	企画担当 電話 0955-73-4185
医療機関の各種届出	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	企画担当 電話 0955-73-4185
施術所の各種届出 (あんま・マッサージ・はり・きゅう・柔道整復の施術所)	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	企画担当 電話 0955-73-4185
製菓衛生師免許	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	衛生対策課 電話 0955-73-1131
クリーニング師免許	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	衛生対策課 電話 0955-73-1131

○こどもに関するご相談

相談内容	曜日等	時間	予約の 要・不要	お問い合わせ先
ことばの相談	原則第4火曜日	14時～ 16時	要予約	母子保健福祉担当 電話 0955-73-4228
療育・発達相談	原則第1水曜日	14時～ 14時30分 受付	要予約	母子保健福祉担当 電話 0955-73-4228

○各種給付に関するご相談

相談内容	曜日等	時間	予約の 要・不要	お問い合わせ先
不妊治療費の助成	平日	9時00分～ 16時45分	不要	母子保健福祉担当 電話 0955-73-4228
小児慢性特定疾病医療 費の助成	平日	9時00分～ 16時45分	不要	母子保健福祉担当 電話 0955-73-4228
特定医療費（指定難病） の助成	平日	9時00分～ 16時45分	不要	精神保健福祉担当 電話 0955-73-4187
原子爆弾被爆者援護	平日	9時00分～ 16時45分	不要	精神保健福祉担当 電話 0955-73-4187
結核医療費公費負担	平日	9時00分～ 16時45分	不要	健康推進担当 電話 0955-73-4186
ウイルス性肝炎治療費 助成事業 肝炎ウイルス精密検査 費助成事業 肝疾患定期検査費助成 事業 肝がん・重度肝硬変治 療研究促進事業	平日	9時00分～ 16時45分	不要	健康推進担当 電話 0955-73-4186

○医療機関に関するご相談

相談内容	曜日等	時間	予約の 要・不要	お問い合わせ先
医療機関に関する苦 情・相談 （北部地区医療安全支 援センター）	平日	9時00分～ 16時45分	要予約	企画担当 電話 0955-73-4185

◆ 保健福祉事務所及び県の保健福祉機関

保健福祉事務所名	電話番号	郵便番号	住 所
佐賀中部保健福祉事務所	(0952) 30-1321	849-8585	佐賀市 ^{はっちょうなわてまち} 八丁畷町1-20
鳥栖保健福祉事務所	(0942) 83-2161	841-0051	鳥栖市元町1234-1
唐津保健福祉事務所	(0955) 73-4185	847-0012	唐津市大名小路3-1
伊万里保健福祉事務所	(0955) 23-2101	848-0041	伊万里市新天町122-4
杵藤保健福祉事務所	(0954) 22-2103	843-0023	武雄市武雄町昭和265
機 関 名	電話番号	郵便番号	住 所
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	(0952) 73-5060	845-0001	小城市小城町178-9
衛 生 薬 業 セ ン タ ー	(0952) 30-5009	849-8585	佐賀市 ^{はっちょうなわてまち} 八丁畷町1-20
環 境 セ ン タ ー	(0952) 30-1616	849-0932	佐賀市鍋島町八戸溝119-1
総 合 福 祉 セ ン タ ー (中 央 児 童 相 談 所)	(0952) 26-1212	840-0851	佐賀市天祐1-8-5
北 部 児 童 相 談 所	(0955) 73-1141	847-0012	唐津市大名小路3-1

◆ 電 話 相 談

相 談 内 容	電 話 番 号	相 談 内 容	電 話 番 号
こころの悩み		性犯罪等に関する通報・相談	
・佐賀こころの電話	0952-73-5556	・レディーステレホン（警察本部）	0952-28-4187
・佐賀県精神科救急情報センター	0952-20-0212	麻薬・覚醒剤の通報・相談	
・佐賀いのちの電話	0952-34-4343	・県警本部警察相談室	0952-26-9110
・LGBTsに関する相談	090-1926-8339	人権相談	
児童・青少年の悩み		・法務局 人権擁護課	0952-26-2195
・ヤングテレホン	0120-29-7867	・子ども人権110番 ^{クワダヤル}	0120-007-110
・青少年センター相談コーナー	0952-29-3594	・女性の人権ホットライン	0570-070-810
・佐賀少年鑑別所外来相談	0952-26-2281	女性相談	
・心のテレホン電話相談（24H）	0952-30-4989	・婦人の悩み事（総合福祉センター）	0952-26-1212
・唐津市青少年支援センター	0955-74-1737	・女性総合相談（総合福祉センター）	0952-26-0018
・佐賀県中央児童相談所	0952-26-1212	障害に関する相談	
・佐賀県北部児童相談所	0955-73-1141	・障害者110番（総合福祉センター）	0952-24-8110
妊娠や子育ての悩み		・心身に障害のある方（総合福祉センター）	0952-26-1212
・妊娠SOSさが	0120-279-392	性感染症の相談	
・唐津市子育て支援情報センター	0955-72-2288	・エイズホットライン（佐賀中部保健福祉事務所）	0952-33-7788
・不妊専門相談センター	0952-33-2298	DV相談	
虐待に関する通告・相談		・男女共同参画センター	0952-26-0018
・佐賀県中央児童相談所	0952-26-1212	・被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS	0952-33-2110
・佐賀県北部児童相談所	0955-73-1141	生活困窮の悩み	
男性相談		・佐賀県生活自立支援センター	0952-20-0095
・男性総合相談（アバンセ）	080-6426-3867	健康に関する相談	
		・受動喫煙相談のコールセンター	0570-050833

◆佐賀県 普及啓発キャラクター



佐賀県子育て応援キャラクター
『さがっぴい』

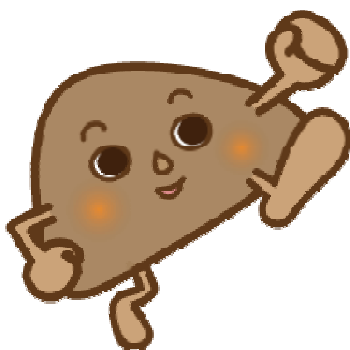
さがっぴいはバルーン王国の見習い妖精です。お腹の小さい子たちは一緒にバルーン王国からやってきた相棒です。

エコロジーの「e」
環境に敏感な「虫」
楠の「緑」をモチーフにしています。



佐賀県環境キャラクター
『ピコピコ』

肝炎・肝がん対策における普及啓発キャラクターです。肝がんのない佐賀県を目指して取り組まれています。



©2013 さが肝.net

佐賀大学医学部附属病院
肝疾患センターキャラクター
『肝ちゃん』

UD（ユニバーサルデザイン）の取組を進めるため、有明海のムツゴロウをイメージしたキャラクターです。



佐賀県糖尿病対策キャラクター
『ナナちゃん』

犬の名前は「ナナ」
合併症予防の目標値であるヘモグロビンA1c7%未満から名付けられました。



UDキャラクター
ゆうちゃん

食育の推進をPRするさが食育キャラクターです。



さが食育キャラクター
たべんばく



「さがすたいる」

佐賀県には、年齢、性別、国籍、障害の有無など、いろいろな個性があり、いろいろな想を持った80万人の県民が暮らしています。

みんながお互いの想いに寄り添い、自然に支え合う、そんな佐賀らしいやさしさのカタチが「さがすたいる」。

お年寄りや障害のある方、子育て・妊娠中の方など（以下、当事者という）、みんなが自然に支え合って心地よく過ごせる、やさしさにあふれた佐賀県を実現していきます。



<https://saga-style.jp>



佐賀県

SAGA PREFECTURAL GOVERNMENT